

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(連結)(1/3)

	日本基準	IFRS
連結の範囲	<p>企業は、意思決定機関を支配する場合に、被投資企業を支配する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決権比率に関する具体的な数値基準がある ・支配の判定に潜在的議決権を考慮する規定はない。 ・影響が一時的である場合の子会社及び利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社は連結の範囲から除かれる 	<p>2011年5月に公表されたIFRS 10により、すべての事業体に適用される、支配に基づく単一の連結規定が設定された</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資者 (investor) は、投資先 (investee) への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有しており、投資先に対するパワーを通じて自らのリターンに影響を与える能力を有する場合に、投資先を支配する。 ・投資者は、次の3要素を全て有する場合に、投資先を支配する
特別目的事業体 (SPE)	<p>一定の特別目的会社について、一定の要件を満たす場合は子会社に該当しないと推定する</p>	<p>【支配の3要素】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投資先に対するパワー ② 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利 ③ 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力 <ul style="list-style-type: none"> ・過半数に満たない場合の議決権比率に関する数値基準を定めていない ・支配の判定に潜在的議決権を考慮する

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(連結)(2/3)

	日本基準	IFRS
会計方針の統一	同一環境下で行われた同一の取引等について、原則として統一する	類似する状況における同様の取引及び事象について、統一する
子会社の決算日統一	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社の決算日が異なる場合、差異が3カ月以内であればそのまま連結することができる ・差異期間中における連結会社間の重要な取引は修正する 	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社の報告日(決算日)が異なる場合には、実務上不可能でない限り、子会社の決算日を統一する(決算期の統一又は決算に準じた処理による) ・統一できない場合には、差異は3カ月を超えてはならない ・差異期間中における重要な取引は修正する
非支配持分(少数株主持分)の算定	被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分比率	次のいずれかにより測定される <ol style="list-style-type: none"> ① 非支配持分の公正価値、又は ② 被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する持分比率

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(連結)(3/3)

	日本基準	IFRS
被支配企業の損失の非支配持分への帰属	株主間の合意により負担が生じる場合を除き、非支配持分を超過する損失は少数株主には配分せず、親会社に配分する	損失が子会社の資本に対する非支配持分を上回る場合であっても、損失は全額、非支配持分に配分する
支配の喪失を伴わない親会社持分の増減	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社株式を追加取得した場合、追加投資額と追加取得持分との差額はのれんとする ・子会社株式を一部売却し、かつ支配関係が継続する場合、売却による投資額の減少と親会社持分の減少額との差額は、子会社株式売却損益の修正として損益として計上する <p>・2013年9月に「企業結合に関する会計基準」等の改正会計基準等が公表され、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額は、資本剰余金に計上されることになった(2015年4月1日以後開始事業年度の期首から適用。早期適用可)</p>	連結会社における資本取引として会計処理する。支配を維持している間は取引による損益は生じさせない